



エコアクション21

平成23年度

エコアクション21審査人試験募集要項

平成23年8月

財団法人 地球環境戦略研究機関

持続性センター

エコアクション21中央事務局

◆エコアクション21認証・登録制度の概要

1. エコアクション21認証・登録制度とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が「環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会への環境コミュニケーションを行うための方法」として、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2009年版（以下「ガイドライン」という。）」に基づく認証・登録制度です。この制度は、財団法人地球環境戦略研究機関（以下「IGES中央事務局」という。）が、2004年10月から、ガイドラインに沿って環境に取組む事業者を認証・登録する「エコアクション21認証・登録制度」として事業を実施しています。

エコアクション21認証・登録制度は、開始以来、これまでに約6,500の事業者を認証・登録するとともに、全国で821名の審査人と、38都道府県に54団体の地域事務局を認定し、現在では、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的認知を受けています。

こうした状況の中、エコアクション21事業をさらに発展させるため、研究機関である財団法人地球環境戦略研究機関から、環境関連事業の企画・実施を目的とする一般財団法人持続性推進機構（以下「IPSuS中央事務局」という。）に、本年10月1日をもって事業継承することとなりました。エコアクション21事業の継承にあたっては、本募集要項の2節以降に記載している制度の目的及び概要、審査人の認定及び要件等については、何ら変更はありません。また中央事務局の業務内容、住所等は従前と変更はないとともに、既に認定している地域事務局及び審査人についても今までと変更はありません。

従って、本年度のエコアクション21審査人試験は、募集（試験申込の受付）及び書面試験（一次試験）はIGES中央事務局が実施しますが、筆記試験以降については、IPSuS中央事務局がこれをそのまま引き継ぎ、実施します。

なお、審査人試験を受験される方は、実施要領及び審査人の行動規範、遵守事項等について定めている「エコアクション21審査人倫理規程」等の内容を必ずご確認ください。

2. 「エコアクション21認証・登録制度」の目的

エコアクション21認証・登録制度は、

- ◆環境経営システム（環境マネジメントシステム）
- ◆環境への取組（環境パフォーマンス評価）
- ◆環境コミュニケーション（環境報告）

をひとつに統合したエコアクション21ガイドラインに基づき、

- ◇エコアクション21に取り組む事業者を、
- ◇認定・登録を受けたエコアクション21審査人が審査し、

◇認証・登録するとともに、

◇この事業者の環境活動レポートを公開（事業者自ら及び中央事務局のホームページ）することにより、

広範な中小企業、学校、公共施設などにおける環境への取組を推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とします。

3. エコアクション21認証・登録制度の概要

1) 「エコアクション21認証・登録制度」の運営体制

「エコアクション21認証・登録制度」の適正な運営を図るため、中央事務局に、学識経験者などからなる運営委員会、審査人認定委員会、判定委員会などを設置しています。

○運営委員会は、エコアクション21認証・登録制度実施要領、地域事務局の認定、相互認証の承認など本制度の運営に関する重要事項を審議します。

○審査人認定委員会は、エコアクション21審査人試験のあり方など審査人の認定に関する事項等について審議します。

○判定委員会は、事業者の認証・登録の可否の判定に関する事項等について審議します。

また、地域において、事業者からの審査申込の受付、エコアクション21審査人の選定、審査人の審査結果の判定、エコアクション21の普及等を行うため、地域の各種団体の協力により、地域事務局を設置しています。各地域事務局においても、それぞれ地域運営委員会及び地域判定委員会を設置し、本制度の適正な運営に努めています。

2) 事業者の認証・登録の要件など

エコアクション21において認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づき、以下の各号を満たした取組を適切に実施し、認定・登録されたエコアクション21審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

1) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）の、PDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築していること。

2) ガイドラインで規定する要求事項に基づき構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること。

3) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等）を適切に実施していること。

4) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成

し、公表していること。

- 5) ガイドラインで規定する要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること。
- 5) 事業活動の内容（業種・業態・規模）と、認証・登録の対象組織及び範囲、環境への負荷の自己チェック及び取組の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合しており、「全組織・全活動」を対象としてエコアクション21に取り組んでいること、あるいは取組むことを明確にしていること、または段階的に対象範囲を拡大することを明確にしていること。

また、事業者の認証・登録期間は2年間で、認証・登録を受けた後、認証・登録日から概ね1年後に中間審査、認証・登録日から2年以内に更新審査をそれぞれ受審することが必要です。

認証・登録料（2年分）は、従業員数10人以下の事業者が5万円（別途消費税2,500円）、11人以上300人以下の事業者が10万円（別途消費税5,000円）、301人以上500人以下の事業者が15万円（別途消費税7,500円）、501人以上1,000人以下の事業者が20万円（別途消費税10,000円）、1,001人以上の事業者が30万円（別途消費税15,000円）となっています。

また、審査に当たっては、事業者の業種、規模などにより、標準的には10～30万円程度の審査費用が必要となります。

4. エコアクション21審査人とは

1) エコアクション21審査人資格の認定

エコアクション21審査人としての資格は、中央事務局が認定し、登録します。

2) エコアクション21審査人の要件

エコアクション21審査人は、**エコアクション21認証・登録制度において、認証・登録を希望する事業者が、エコアクション21環境経営システムガイドラインの要求事項に適合したシステムを構築・運用しているか否かを審査する個人の資格**です。

審査人は、中央事務局が実施する書面試験（一次試験）、筆記試験（二次試験）及び面接試験（三次試験）に合格し、所定の講習を修了した者を、中央事務局が、**エコアクション21審査人として、認定・登録**します。審査人試験の受験資格及び試験の概要については、7ページからの募集要領をご確認ください。

また、試験に合格した方は、**エコアクション21に関する所定の講習（エコアクション21審査人講習）**を、試験合格後、1年以内に受講し、修了しなければなりません。

試験合格者で、講習を修了した方を、エコアクション21審査人として認定し、中央事務局に登録するとともに、中央事務局ホームページ上で氏名、経歴等を公開します。

＜ エコアクション21審査人の必要な要件 ＞

- ①環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）
- ②事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること（受審事業者が、どのような環境への取組を行うべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- ③環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有していること（受審事業者が、どのような環境経営システムを構築し、運用すべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- ④受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲を有していること

3) エコアクション21審査人の認定・登録

審査人の認定・登録は、次の手順で行います。

- ①試験に合格し、所定の講習を修了した者は、エコアクション21審査人リスト及び誓約書、その他必要な書類を中央事務局に提出するとともに、所定の登録料（3万円）を納付しなければなりません。
- ②中央事務局は、所定の手続を完了した者を、審査人認定委員会で審議の上、審査人として認定・登録し、「エコアクション21審査人認定証」及び「エコアクション21審査人認定身分証」を交付するとともに、氏名、経歴等をホームページで公表します。
- ③中央事務局は、公平公正な審査の実施、資質の向上及び社会的信頼の確保を図るため「エコアクション21審査人倫理規程（以下「倫理規程」という）」を定めます。審査人は倫理規程を遵守しなければなりません。

4) エコアクション21審査人の専門分野の登録

審査人は登録に当たって、自らの専門分野を登録していただきます。倫理規程においては、「審査人は専門とする分野の登録に当たっては、当該分野に関する十分な知識及び経験がなければならない」と規定し、併せて「審査人は、原則として登録した専門分野の業種の事業者の審査を行うこととする。」と規定しています。「十分な知識及び経験」とは、専門分野として登録する業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験、又は環境マネジメントシステムに関する5件以上のコンサルティングあるいは審査経験を持ち、当該分野の業種の環境負荷や対策等に関する知識・経験を有して、適用される環境法令、実施すべき具体的な環境対策について熟知していることである等としています。

また、産業廃棄物処理業の審査に当たっては、別途、専門の研修を受講することが必要となる等、業種によっては、必要な資格等を別に定めている場合があります。詳しくは「エコアクション21審査人倫理規程」（中央事務局ホームページ掲載）でご確認ください。

5) エコアクション21 審査人資格の認定・登録の期間

審査人資格の認定・登録の期間は、3年間（平成24年1月1日～平成26年12月31日迄）とします。

6) エコアクション21 審査人資格の更新

審査人資格の更新は、次の手順で行います。

- ①審査人は、3年間に少なくとも3回以上の審査を担当するとともに、所定の資格更新講習（エコアクション21 全国交流研修大会及び審査人力量向上研修会をそれぞれ1回以上）を受講し、これを修了することが必要です。
- ②審査人資格の更新に当たっては、審査業務等実績報告書、審査人認定・登録更新申請書、誓約書、その他必要な書類を提出することが必要です。
- ③必要書類を提出した者について認定委員会で更新の可否を審議します。
- ④審査人認定委員会が必要と判断した者については、面接試験を実施します。
- ⑤審査人認定委員会で更新を認められた者は、所定の認定・登録料を納付しなければなりません。
- ⑥所定の手続を完了した者について、審査人としての資格を更新し、認定・登録します。
- ⑦審査人資格が失効した者で、再度、認定・登録を希望する者は、面接試験を受験することが必要となります。
- ⑧審査人資格の更新に当たり、面接試験を受けた者は、所定の資格更新講習を受講し、これを修了しなければなりません。

7) エコアクション21 審査人の業務等

審査人は、以下の業務等を行います。

- ①担当地域事務から選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、担当事務局の確認を受けた後、受審事業者に送付します。
- ②審査人は、登録審査計画書に基づいて受審事業者のガイドラインの要求事項への適合状況について書類審査及び現地審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を審査報告書として取りまとめ、担当事務局に報告します。
- ③審査人は、受審事業者との合意に基づき、事業者のガイドラインの要求事項への適合状況についての中間審査及び更新審査を実施し、その適合の可否を判断し、審査結果を担当事務局に報告します。
- ④審査人は、受審事業者の環境経営システムの構築・運用・維持に当たって、自らがコンサルティング業務をした事業者についての認証・登録時の登録審査、中間審査及び更新審査を行うことはできません。
- ⑤審査人は、三年間（例：登録審査、中間審査、更新審査及び2回目の中間審査）継続して審査を担当することができます。ただし、その後2年間は当該事業者の審査を担当することはできません。

- ⑥審査人は、受審事業者が、ガイドラインの要求事項への適合及び環境への取組についての理解を深め、適切な取組が行うことができるよう、書類審査実施時から現地審査終了時までの間に、必要な指導・助言をすることができます。また、受審事業者との合意により、書類審査と現地審査の間に、1回に限り現地予備審査を実施することができます。
- ⑦審査人は、受審事業者の審査を行うに当たって、中央事務局が定めた「エコアクション21認証・登録手続規程」、「エコアクション21審査及び判定の手引き」及び中央事務局が制定する規程、内規等を遵守するとともに、担当事務局及び中央事務局の依頼、指示等に従うとともに、担当事務局からの要請に基づき、必要な報告を担当事務局及び中央事務局に行わなければなりません。
- ⑧審査人は、業務上知り得た事業者の秘密を保持しなければなりません。

8) エコアクション21審査人資格の一時停止及び取消

審査人資格は、次の手順で一時停止又は取消がなされます。

- ①中央事務局は、審査人が誓約書の内容に違反した場合、審査人倫理規程に違反した場合、その他審査人として不適切な行為があった場合は、倫理委員会の審議により、審査人資格の一時停止又は取消を行うことがあります。
- ②審査人は、審査人資格の一時停止又は取消の決定に対して不服がある場合は、倫理委員会の開催を要求し、書面で弁明書を提出すること、あるいは委員会に出席して弁明することができます。

9) エコアクション21認証・登録制度の改革について

エコアクション21認証・登録制度は、制度開始以来約7年が経過していますが、今後、社会的に信頼できる制度として、認証・登録数を1万件、2万件と大きく伸ばし、持続可能な社会の実現に向けた重要な環境対策手法の一翼を担っていくため、制度全体の改革を検討しています。

特に審査人に係わることとしては、

- ・審査人の地域事務局への登録制度
- ・審査人の力量評価制度
- ・地域事務局による担当審査人の選任制度
- ・審査費用の見直し

等が検討されています。

今後、制度改革の実施に伴い、現行の審査人のあり方等が変更になる可能性があります。

◆募集要領◆

I. 試験の目的及び方法

エコアクション21審査人として必要な能力・資質・意欲を有するかどうかを試験により判定し、認定することを目的とし、書面試験（一次試験）、筆記試験（二次試験）及び面接試験（三次試験）を行います。

エコアクション21審査人としての資格認定は、エコアクション21事業の継承に伴い、募集（試験申込の受付）及び書面試験（一次試験）は財団法人地球環境戦略研究機関（IGES中央事務局）が実施し、筆記試験以降は、一般財団法人持続性推進機構（IPSuS中央事務局）がこれをそのまま引き継いで実施し、最終的な審査人の認定・登録を行います。

II. 申請要件

以下の各号に該当する者は、エコアクション21審査人の試験を受験できません。

- (1) 未成年者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑期終了後2年を経過していない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 破産者であって復権を得ない者
- (5) 環境カウンセラー、技術士、公害防止管理者、環境計量士、エネルギー管理士又はIS014001審査員の資格、登録等を取り消され、その日から2年を経過していない者

III. 受験資格

エコアクション21審査人試験を受験する者は、以下の1)及び2)のいずれをも満たしている必要があります。

- 1) 環境カウンセラー（事業者部門）であること。または、技術士（環境、衛生工学、上下水道、経営工学、化学、建設及び総合技術監理部門のいずれか）、公害防止主任管理者（公害防止管理者大気一種及び水質一種の資格をともに有する者を含む）、公害防止管理者大気三種及び水質三種の資格をともに有する者、環境計量士（濃度及び騒音・振動の資格をともに有する者）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。または、企業等の環境対策及び公害防止に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境保全のための具体的な取組、計画づくり等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。
- 2) 環境マネジメントシステム審査員（審査員補を除く）であること。または、地域版EMSの主任審査員、環境プランナーERのいずれかの資格を有し、かつ10件以上の審査経験を有すること。または、企業等の環境管理に関する部門に所属した経

歴、若しくは事業者に対する環境経営システム（環境マネジメントシステム）の構築、運用等に対する指導、助言を行った実績が概ね5年以上であること。

※上記は、あくまでも受験資格であって、これを満たしていても「エコアクション21審査人の必要な要件」（4ページ）に規定する審査人としての豊富な知見と経験を有していないと判断されれば書面試験等で不合格となる場合があります。

IV. 試験

エコアクション21審査人認定のため試験は、以下の3種の試験により行います。書面試験（一次試験）及び筆記試験（二次試験）の合格の有効期限は、それぞれ3年間とします。なお、書面試験（一次試験）及び筆記試験（二次試験）は何度でも受験できますが、面接試験（三次試験）は2回までしか受験することはできません。

1. 書面試験（一次試験）

書面試験（一次試験）では以下の点について受験者の力量の審査を行います。

- ・環境活動及び環境マネジメントシステムに関する実績、受験資格に規定する必要な資格、経歴（申請書等による審査）及び「エコアクション21審査人の必要な要件」（4ページ）
- ・環境保全に関する知識及びガイドライン及びエコアクション21認証・登録制度の趣旨の正しい理解の下、積極的に事業者の環境保全活動の推進に貢献していこうという意欲、論文構成の論理性、及び自らの体験に基づく事業者の環境活動実施等に当たっての留意点の考え方（論文による審査）

2. 筆記試験（二次試験）

筆記試験（二次試験）では以下の点について、択一式問題及び短文論述問題等により受験者の力量の審査を行います。

- ・環境問題や環境対策に関する基本的な知識
- ・事業者の環境対策に関する知見
- ・エコアクション21に関する知見

※平成18年度～22年度の筆記試験問題・解答は、中央事務局ホームページに掲載されています。

中央事務局ホームページ <http://www.ea21.jp/judge/recruit.html>
（「トップページ」→「審査人の皆さま」→「審査人募集要項」）

3. 面接試験（三次試験）

面接試験（三次試験）では以下の点について、口頭試問により審査人としての適性及び力量について総合的に審査を行います。

- ・環境問題や環境対策に関する知識及び経験
- ・事業者の環境対策に関する知見及び経験
- ・エコアクション21に関する知見及び経験

- ・事業者との間で適切なコミュニケーションが図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（力量）

V. 受験手続き

1. 受験料

15,000円（一次試験または二次試験で不合格となった場合でも受験料は返却いたしません。）

※受験料は、振込手数料をご負担の上、以下の口座に振り込んで下さい。振込が確認されない場合、受験申請は無効となります。また、振込明細のコピー（原本は各自保管）を他の提出書類とともに申請時に提出して下さい。

○受験料の振込先口座

振込人名： 受験者本人の氏名（フルネームで、性と名の間を一マス空ける）
例）エコ タロウ
会社名や苗字だけ、他人の氏名では、本人の特定ができません。

振込銀行： 三井住友銀行（0009）東京公務部（096）普通160363

口座名義：

ザイ）チキュウカンキョウセンリヤクケンキュウキカンエコアクション21
または 短縮名義： エコアクション21

※振込手数料は、ご自身でご負担をお願いします。

※口座名義について

- 口座名義と短縮名義、どちらの名義でもお振込いただけます。
- お振込画面に口座名義が自動表示される場合は、“ザイ）チキュウカンキョウ・・・”が出ます。
- 手でご入力いただく場合は、“エコアクション21”の方が短くて便利です。
「21」はカタカナ表記ではなく、数字のままご入力ください。
- お振込手続きをなさる銀行によって入力可能な文字数が異なりますが、入るところまでご入力ください。

2. 提出書類（VI. 書面試験を参照）

- ①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書（別紙1、2及び3を含む）
- ②様式第1号申請書の別紙3に記載した免許・資格・経歴を証明又は補完するもの
- ③様式第2号実務経歴証明書
- ④課題論文

- ⑤書面試験（一次試験）合否連絡用の封筒
・「長形3号」（定形120×235mm）、**送付先記載・80円切手貼付**
（書面試験及び筆記試験が免除の方も提出してください）
- ⑥受験料振込明細の写し（A4版の用紙にコピーして下さい）

※①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書（別紙1、2及び3を含む）、
③様式第2号実務経験証明書を中央事務局の以下のホームページからダウンロード
して作成して下さい（マイクロソフトエクセル）。その他の提出書類及び課題論文も
別途作成して下さい（マイクロソフトワードも可、様式は自由）。手書きによる申請
は認めません。

中央事務局ホームページ <http://www.ea21.jp/judge/recruit.html>
（「トップページ」→「審査人の皆さま」→「審査人募集要項」）

3. 提出方法

提出書類①～⑥を同封し、簡易書留郵便により、郵送して下さい。郵送する封筒には
必ず「EA21審査人試験提出書類在中」と朱書きして下さい。

※事務局に申請書類を持参しての申請は受け付けていません。必ず上記の方法で提出して
下さい。

4. 受付期間 平成23年8月4日（木）～8月31日（水）（締切日必着）

5. 送付先 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F
財団法人 地球環境戦略研究機関
エコアクション21中央事務局 審査人試験担当（朱書き）
TEL: 03-6418-0370

6. これまでの試験における書面試験及び筆記試験合格者について

平成19年度以前の試験において書面試験（一次試験）または筆記試験（二次試験）に合格
した方は、合格の有効期限が切れておりますので、改めて書面試験（一次試験）からの受験
になります。

平成20年度・21年度・22年度試験において書面試験に合格した方は書面試験が、筆記試
験に合格した方は書面試験及び筆記試験が免除されます。これらの方は、2. 提出書類のう
ち、①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書、⑤及び⑥を提出して下さい。
この際、別紙1、2及び3は、その内容に変更が無い場合でも必ず提出して下さい。また、
提出書類②及び③で、追加の内容がございましたら、併せて提出して下さい。

なお、これまでに面接試験（三次試験）で不合格となった方は、あと1回しか受験するこ
とができませんので、ご注意ください。

VI. 書面試験（一次試験）

- 書面試験は、提出された申請書及び課題論文により行います。
- 書面試験の結果は、平成23年9月中旬を目処に、申請時に同封された封筒で郵送にて通知する予定です。
 - ・9月23日（金）までに合否通知が届かない場合は、shinsanin@ea21.jpにメールにてご連絡下さい。電話等による問い合わせはご遠慮下さい。
 - ・申請書（別紙1、2及び3を含む）の記入方法については、記入例（17ページ）を参照して下さい。
- 提出書類は以下の通りです。
 - ①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書（別紙1、2及び3を含む）
 - ・申請書をダウンロードし、必ずパソコンで作成してください。手書きでの作成は認めません。
 - ・「過去の受験状況」の欄では、必ず該当する項目を選んで下さい。
 - ・「勤務先」の欄には、勤務先住所、電話番号、勤務先名称、所属部署を記入して下さい。
 - ・「連絡先」の欄には、事務局からの連絡に用いる連絡先として【①自宅（現住所）②勤務先③その他（所属する団体等）】のいずれかに○をつけて下さい。
 - ①、②を選んだ場合は、FAX番号とE-mailアドレスのみを記入して下さい。
 - ③を選んだ場合は、その名称、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを記入して下さい。E-mailアドレスは必ず記載して下さい。
 - ・審査人として登録された場合、申請書の※印の項目は、中央事務局ホームページ上の「エコアクション21審査人リスト検索」で公開されます（「生年月日」は「生年」のみ公開）。
 - ・「専門分野」の欄には、専門分野リスト（16ページ）を参照の上、該当する専門分野の番号を記入して下さい。ただし、「と. その他製造業」、「18. その他」を選択された場合は、その具体的内容を後ろの括弧内に記入して下さい。
 - ・専門分野の選択は、経歴等と照らし合わせて審査の対象となります。審査人倫理規程においては、「審査人は専門とする分野の登録に当たっては、当該分野に関する十分な知識及び経験がなければならない」と規定し、併せて「審査人は、原則として登録した専門分野の業種の事業者の審査を行うこととする。」と規定しています。「十分な知識及び経験」とは、専門分野として登録する業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験、又は環境マネジメントシステムに関する5件以上のコンサルティングあるいは審査経験を持ち、当該分野の業種の、環境負荷と対策に関する知識・経験を有して、適用される環境法令、実施すべき具体的な環境対策について熟知していることである等としています。
 - ・「企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」及び「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」の欄には、これまで行ってきた環境対策に関する活動や業務の概要を180字以内に要約して記入して下さい。詳細な経歴は（別紙1及び2）に記入して、必ず申請書に添付して下さい。

- ・「**特記事項**」の欄には、取得した資格や委員等の就任実績、著書・著作、環境保全に関する受賞歴など、「経歴の概要」に記載したもの以外で特にアピールできるものを90字以内に要約して記入して下さい。特に、受験資格に規定している資格については、必ず記載して下さい。

詳細な内容は（別紙3）に記入して、必ず申請書に添付して下さい。

- ・申請書（**別紙1及び2**）には、「企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」及び「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」に記入した内容も含め、従事した業務内容の詳細を記入して下さい。
- ・申請書（**別紙3**）には、「特記事項」に記入した内容も含め、免許・資格、委員等の就任等の詳細を記入して下さい。特に「免許・資格等取得状況の詳細」（学位、修士号等を含む）の欄には、環境保全に関する資格に該当すると思われるものは、すべて記入して下さい。該当するかどうかの判断が困難なものについても記入して下さい。博士、修士、学士の方はその内容（例、〇〇大学△△大学院□□課程修了）を記入して下さい。

②書面試験において様式第1号申請書の別紙3に記載した免許・資格・経歴を証明又は補完するもの

- ・記載した「免許・資格」については、**全て証明書類の写しを提出して下さい。ただし、大学の博士、修士、学士の証明書は不要です。**

③様式第2号実務経験証明書

- ・様式をダウンロードし、必ずパソコンで作成し、プリントしたものを提出して下さい。手書きでの作成は認めません。
- ・実務経験証明書においては、企業等の環境対策に関連する経歴と、企業等の環境経営システムに関する経歴を区別して記して下さい。
- ・証明者について、証明権限を有する役職者（下記参照）から公印で証明を受けて下さい。なお、証明者の記入は手書きでもかまいません。また、転退職等で会社等が変わっている場合は、その会社ごとの証明書を作成して下さい。社名変更等の場合は、変更年月日及び旧社名等を、出向の場合は、「出向」と、実務経験証明書の所属部課の欄内に明記して下さい。
- ・証明権限を有する役職者の例示は以下のとおりです。
 - 一般企業等……………代表権を有する者及び代表権を有する者から正式な手続きに基づいて証明権を委嘱された部長・課長など
 - 省庁、都道府県、市町村、公社、公団……………局長、部長、所長、理事長、工場長等
 - 公益法人……………事務局長など
 - 学校……………学部長、校長など
- ・受験申込者自身が法人の代表者である場合は、法人の代表者としての資格における証明を申請者個人が受けて下さい。
- ・個人経営における業務経歴については、官公庁、取引先の会社等、第三者からの証明

を受けて下さい。

- ・公害防止及び環境管理に関する業務経験が5年以上である場合には、全ての業務経験に関する証明は不要で、5年間の業務経験の証明があれば結構です。

④課題論文

<論文テーマ>

「企業価値を高めるための中小企業における環境配慮経営のあり方及び審査のポイント」

(自らの活動に関する経験、経歴を踏まえて、その経験、経歴がわかるよう配慮しつつ、企業価値を高めつつ環境に配慮した経営を行う際の留意点及び審査のポイントを具体的に記述すること)

- ・上記テーマについて**2,400字以内**にまとめて下さい。句読点は字数にカウントします。図やグラフは3点までとしますが、字数に含めず、別添扱いとし、論文の最後に添付して下さい。
- ・冒頭に<論文テーマ>、氏名、論文総字数を記入して下さい。
- ・パソコンで作成し、1ページにつき1行30字、40行(1ページ1,200字)で作成して下さい。手書きは不可とします。

VII. 筆記試験(二次試験)

○筆記試験(二次試験)は、書面試験(一次試験)合格者及び平成20年度・21年度・22年度筆記試験不合格者のうち再度申請をした者を対象に、平成23年10月8日(土)に東京都内で行う予定です。

○試験会場などの詳細については、書面試験合格者及び平成20年度・21年度・22年度筆記試験不合格者のうち再度申請をした者に対して、別途通知します。

○筆記試験の結果は、平成23年10月下旬を目処に、本人宛に通知する予定です。

VIII. 面接試験(三次試験)

○面接試験(三次試験)は、筆記試験(二次試験)合格者及び平成20年度・21年度・22年度面接試験不合格者(二度不合格となった者は除く)のうち、再度申請をした者を対象に平成23年11月12日(土)、13日(日)、東京都内で行う予定です。

○面接会場などの詳細については、筆記試験合格者及び平成20年度・21年度・22年度面接試験不合格者のうち、再度申請をした者に対して、別途通知します。

○面接試験の結果は、平成23年11月中旬を目処に、本人宛に通知する予定です。

IX. 試験合格後の手続き等について

○面接試験(三次試験)に合格した方は、合格後1年以内に、中央事務局が指定する所

定の「エコアクション21審査人講習」を受講し、修了しなければ、エコアクション21審査人として認定・登録されません。

- 講習についての詳細は、面接試験結果の通知の際に、合格者に直接ご案内します。
- エコアクション21審査人としての登録の際には、「エコアクション21審査人リスト」及び「エコアクション21審査人誓約書」の提出、登録料（3万円、消費税別途）の支払いが必要となりますが、詳細については、面接試験結果の通知の際に、合格者に直接ご案内します。

X. 注意事項

- 認定・登録後に申請書及び証明書等の提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、登録を取り消すことがあります。
- 受理した申請書等の書類は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- 既納の受験料は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- 申請後、氏名、住所、勤務先、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号に変更が生じた場合は、申請書等を、変更の内容がわかるように修正の上、「V 受験手続き 5. 送付先」に送付して下さい。
- 申請書等の提出書類に不備や不足がある場合、申請は無効となります。
- 提出後の差し替え等は一切認めませんので、送付前に提出書類をご確認下さい。
- 審査人として認定・登録された後、必要な連絡、資料等の提供は、全てEメールを通じて行います。従ってパソコン及びインターネットの活用は、審査人として必須の要件となります。

XI. 問い合わせ先・書類提出先

◇9月30日まで：財団法人 地球環境戦略研究機関 エコアクション21中央事務局

◇10月1日以降：一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局

(以下の中央事務局のメールアドレス、住所、電話番号に変更はありません)

メールアドレス：shinsanin@ea21.jp

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F

TEL: 03-6418-0370 FAX: 03-6418-0380

※エコアクション21の概要等については下記のホームページをご覧ください。

<http://www.ea21.jp>

※合否結果や採点結果に関する問い合わせには、一切応じていませんので、ご了承下さい。

◇エコアクション21審査人試験等のフロー

申請 平成23年8月4日（木）～8月31日（水）必着



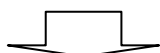
一次試験 （申請書及び指定されたテーマによる論文）

→ 試験結果通知 平成23年9月中旬予定



二次試験 （筆記試験） 東京都内：平成23年10月8日（土）

→ 試験結果通知 平成23年10月下旬予定



三次試験 （面接試験） 東京都内：平成23年11月12日（土）、13日（日）

→ 試験結果通知 平成23年11月中旬予定



所定の講習（三次試験合格者にご案内します）を受講し、修了

東京都内：平成23年12月3日（土）



認定・登録 エコアクション21審査人リスト及び誓約書を中央事務局に提出、登録料の振込



中央事務局が、エコアクション21審査人として、認定し、登録（登録期間：3年間）

→ 認証・登録期間：平成24年1月1日～平成26年12月31日



中央事務局より、「エコアクション21審査人認定証」及び「エコアクション21審査人身分証」送付



3年間で少なくとも3回以上の審査を実施する

所定の資格更新講習（エコアクション21全国交流研修大会及び審査人力量向上研修会をそれぞれ1回以上）を受講し、これを修了する



審査人資格の更新（3年ごと）

専門分野リスト

1		農林水産業
2		鉱業・採石業・砂利採取業
3		建設業(設備工事業を含む)
4		製造業
	い	金属・加工金属製品等製造業
	ろ	機械・装置等製造業
	は	食品・飲料・たばこ等製造業
	に	パルプ・紙・紙製品等製造業
	ほ	木材・木製品等加工製造業
	へ	化学薬品・化学製品・繊維等製造業
	と	その他製造業(具体的に記載)
5		電気・ガス・熱供給・水道業
6		情報通信業
7		運輸業・倉庫業
8		卸売業・小売業
9		金融業・保険業
10		学校(幼稚園・保育園等を含む)
11		宿泊業・飲食サービス業
12		生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業等)／娯楽業
13		医療・福祉
14		廃棄物処理業・リサイクル業
15		自動車整備業
16		印刷業
17		自治体・行政機関等
18		その他(具体的に記載)

記入例: 「い. 金属・加工金属製品等製造業」、「と. その他製造業(医薬品)」、「14. 廃棄物処理業・リサイクル業」、「18. その他(ビルメンテナンス業)」

- ◆ 「と. その他製造業」「18. その他」を選択された場合は、その内容を具体的に後ろの括弧内に記入して下さい。
- ◆ **専門分野の選択は、経歴等と照らし合わせて審査の対象となります。** 審査人倫理規程においては、「審査人は専門とする分野の登録に当たっては、当該分野に関する十分な知識及び経験がなければならない」と規定し、併せて「審査人は、原則として登録した専門分野の業種の事業者の審査を行うこととする。」と規定しています。「十分な知識及び経験」とは、専門分野として登録する業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験、又は環境マネジメントシステムに関する5件以上のコンサルティングあるいは審査経験を持ち、当該分野の業種の、環境負荷と対策に関する知識・経験を有して、適用される環境法令、実施すべき具体的な環境対策について熟知していることである等としています。ご自身が審査をすることが出来る分野を記載してください。尚、審査を担当するに当たっては、専門分野に関する所定の講習の受講が求められることがあります。

記入例

様式第1号

中央事務局記載欄

受付番号：

受付日：平成23年 月 日

エコアクション21審査人試験受験申請書

※ (ふりがな) 氏名	えこ たろう 江古 太郎	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 ・ <input type="radio"/> 女
過去の 受験状況	必ずふりがなを付して下さい。 該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 過去に受験（年度別に該当するもの全て） 平成16年度（書面試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格） 平成17年度（書面試験： <input checked="" type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格） 平成18年度（書面試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格） 平成19年度（書面試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格） 平成20年度（書面試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格） 平成21年度（書面試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格） 平成22年度（書面試験： <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格 / 筆記試験： <input checked="" type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格）	
※ 生年月日 (西暦)	年 月 日 生 満 歳 (2011年8月末現在)	
現住所	〒220-×××× 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇5丁目〇号〇番 電話 () -	
勤務先	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F (株) 〇〇環境研究所 <input type="checkbox"/> 支店 環境管理部 電話 () -	
※ 連絡先	【①自宅（現住所） ②勤務先 ③その他（所属団体等）】 審査人として登録された場合、中央事務局ホームページ上の「エコアクション21審査人リスト検索」で連絡先及び※印の項目が公開されます。公開する連絡先として、①～③いずれかに○をして下さい。③については団体名と所属部署を記入して下さい。 (FAXがない方は記入不要) 電話 () FAX () - E-mailアドレス： (E-mailアドレスは必須です。連絡先が①、②の方もご記入下さい。)	

※ 専門とする分野	「い. 金属・加工金属製品等製造業」、 「14. 廃棄物処理業・リサイクル業」、 (業)」
※ 企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要 (180字以内、30字×6行) (詳細については別紙1のとおり)	
環境産業株式会社第1工場において、環境対策室長として6年間、公害防止を担当し、その間、 公害防止主任管理者、環境カウンセラーの資格を取得した。○○○○○	
※ 企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要 (180字以内、30字×6行) (詳細については別紙2のとおり)	
環境産業株式会社本社において、環境対策室長の職務を担った。その後、環境カウンセラーとなり、エコアクション21の推進を行った。○○○○○	
※ 特記事項 (資格、委員等の就任、著書等) (90字以内、30字×3行) (詳細については別紙3のとおり)	
公害防止主任管理者、環境カウンセラー、 市環境審議会委員	
上記により、エコアクション21審査人試験を受験したいので申請します。 <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">エコアクション21中央事務局長 殿</p>	

専門分野リスト (16 ページ) を参照の上、番号を記入して下さい。ただし、「と. その他製造業」「18. その他」を選択された場合は、後ろの括弧内にその内容を具体的に記入して下さい。

これまで行ってきた環境対策に関する業務や活動の概要を 180 字以内に要約して記入して下さい。
詳細な経歴は (別紙 1) に記入して、必ず申請書に添付して下さい。

これまで行ってきた環境マネジメントシステムに関する業務や活動の概要を 180 字以内に要約して記入して下さい。
詳細な経歴は (別紙 2) に記入して、必ず申請書に添付して下さい。

取得した資格や委員等の就任実績、著書・著作、環境対策に関する受賞歴など、「環境対策・環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴」以外で特にアピールできるものを記入して下さい。詳細な内容は (別紙 3) に記入して、必ず申請書に添付して下さい。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 必ずパソコンで作成すること。

氏名 ()

(別紙1)

企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の詳細	
年・月～年・月	活動内容又は従事した業務内容
昭和55年4月～ 昭和61年3月	[環境産業(株)第1工場 環境対策室] 環境対策室長として、工場(従業員約150人、公害防止機器の製造)全体の公害防止を担当。排水処理設備を改修し、水質を大幅に改善するとともに、産業廃棄物の分別基準を見直し、廃棄物を30%削減。
平成4年4月～ 現在	[環境カウンセラーとして個人的に活動] 地域の印刷会社、ガソリンスタンド、鋳物工場において環境対策のアドバイス業務を行う。 省エネ及びごみの分別を徹底することにより、環境負荷とコスト削減の両立を図る。また、ガソリンスタンドについては、これまで一部の廃油を不適切に処理していたため、専門の処理業者に引き渡すよう指導した。

活動期間がわかるように記入して下さい。

申請書の「企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」に記入した内容も含め、環境対策に関する業務や活動等の詳細を記入して下さい。

氏名 ()

(別紙 2)

企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の詳細	
年・月～年・月	活動内容又は従事した業務内容
平成61年4月～ 平成2年3月	[環境産業株式会社 本社 環境対策室] 全社の環境マネジメントシステムの構築と運用を担当し、第1工場では63年、第2工場では平成元年、本社では平成2年に、それぞれISO14001の認証を取得した。 この間、スタッフの研修講師、内部監査員を務める。
平成4年4月～ 現在	[環境カウンセラーとして個人的に活動] 地域の商工会議所の依頼を受け、会員企業のエコアクション21の取組を支援。研修会等の講師を務める。取り組んだ企業のうち、4社がエコアクションの参加届け出を行ったが、環境行動計画の作成も含めて指導した。

活動期間がわかるように記入して下さい。

申請書の「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」に記入した内容も含め、環境マネジメントシステムに関する業務や活動等の詳細を記入して下さい。

特記事項		
免許・資格等取得状況の詳細 (学位, 修士号等を含む。)	取得年月	免許及び資格名
	昭和59年 3月	〇〇学士 (〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業)
	昭和61年 3月	〇〇修士 (〇〇大学大学院〇〇研究科修了)
	平成 2年 12月	公害防止管理者 (水質Ⅱ種、大気、騒音)
	平成 3年 12月	公害防止管理者 (ダイオキシン)
	平成13年 6月	I S O環境マネジメントシステム環境審査員補
	平成14年 2月	技術士 (衛生工学部門、環境部門)
<p>申請書の「特記事項」に記入した内容も含め、詳細を記入して下さい。 環境対策に関する資格に該当すると思われるもの (該当するか判断が困難なものも含む) は全て記入して下さい。 記載された「免許・資格」については、<u>書面試験 (一次試験) の際、 全て証明書類の写し (免許等のコピー含む) を必ず提出して下さい。 提出がない場合は、その証明のない実績、経験については審査の際、 考慮されません。</u> 博士、修士、学士の方は、その内容 (〇〇大学△△大学院□□課程修了) を記入して下さい。ただし、大学の博士、修士、学士の証明書は不要です。</p>		
委員等の就任、著書、受賞歴等の詳細	年・月～年・月	
	平成10年 9月～ 平成11年 8月	〇〇環境学会運営委員
<p>申請書の「特記事項」に記入した内容も含め、詳細を記入して下さい。</p>		

実務経歴証明書

氏名	え 江 古 太 郎		
生年月日	年 月 日 生		
住所			
(役職名)	従事した業務内容 (具体的に記入すること)	従事期間	
		自年月 至年月	期間
第1工場 環境対策室長	工場全体の公害防止の責任者	昭和55年 4月～昭和 61年3月	5年間
本社環境対策室 課長	第1工場における環境マネジメントシステム構築・運用の指導	昭和61年 4月～昭和 63年7月	2年3ヶ月
本社環境対策室 部長代理	全社における環境マネジメントシステム構築・運用の指導	昭和63年 8月～平成 2年3月	1年7ヶ月

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成23年8月5日

所在地 東京都千代田区25-6-15 環境ビル

Tel: 03-0000-1111

名称 ○×△株式会社

証明者 代表取締役社長 緑 太郎

印

責任者の印は必ず押印
してください。